

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定介護機関の変更の届出	〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止の届出	〃
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・一般競争入札の参加者の資格等	物 品 管 理 室
・一般競争入札の資格等	警 察 本 部 会 計 課
◎ 公 告	
・落札者等	情 報 政 策 課
・地籍調査の成果の認証	土 地 対 策 室
・令和元年度鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公告及び縦覧の実施（2件）	自 然 環 境 課
・公共測量の実施	建 設 企 画 課
・公共測量の終了	〃
・一般競争入札の実施	物 品 管 理 室
・一般競争入札の実施	警 察 本 部 会 計 課
◎ 人 事 委 員 会 規 則	
○競争試験及び選考の実施の委任に関する規則の一部を改正する規則	人 事 委 員 会 事 務 局
◎ 正 誤	
○平成31年4月5日付け長崎県公報第10813号中	生 涯 学 習 課

告 示

長崎県告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和元年6月14日

長崎県知事 中村 法道

（指 定）

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
医療法人 仁寿会 南野病院	長崎県大村市東三城 町33番地	医療法人 仁寿会 理事長 南野 健	長崎県大村市東三城 町29番地	居宅療養管理指 導・介護予防居宅 療養管理指導	令和元年5月1日

医療法人 井上歯科 医院	長崎県大村市宮小路 1丁目262-11	医療法人 井上歯科 医院 理事長 井上 淳治	長崎県大村市宮小路 1丁目262-11	居宅療養管理指 導・介護予防居宅 療養管理指導	平成31年2月1日
-----------------	------------------------	------------------------------	------------------------	-------------------------------	-----------

長崎県告示第64号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和元年6月14日

長崎県知事 中村 法道

（変 更）

区分	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		変更事項	変更年月日
旧	そうごう薬局 白土湖店	長崎県島原市湖南 町6896-1	総合メディカル株 式会社 代表取締 役 坂本 賢治	福岡県福岡市中央 区天神2丁目14番 8号	開設者	平成31年4月1日
新			総合メディカル株 式会社 代表取締 役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局 小長井店	長崎県諫早市小長 井町井崎100-6	総合メディカル株 式会社 代表取締 役 坂本 賢治	福岡県福岡市中央 区天神2丁目14番 8号	開設者	平成31年4月1日
新			総合メディカル株 式会社 代表取締 役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局 大村幸町店	長崎県大村市幸町 25-72	総合メディカル株 式会社 代表取締 役 坂本 賢治	福岡県福岡市中央 区天神2丁目14番 8号	開設者	平成31年4月1日
新			総合メディカル株 式会社 代表取締 役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局 大村東店	長崎県大村市東本 町524	総合メディカル株 式会社 代表取締 役 坂本 賢治	福岡県福岡市中央 区天神2丁目14番 8号	開設者	平成31年4月1日
新			総合メディカル株 式会社 代表取締 役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局 大村店	長崎県大村市西大 村本町210-5	総合メディカル株 式会社 代表取締 役 坂本 賢治	福岡県福岡市中央 区天神2丁目14番 8号	開設者	平成31年4月1日
新			総合メディカル株 式会社 代表取締 役 貞久 雅利			

旧	そうごう薬局 大村駅前店	長崎県大村市東本 町143	総合メディカル株 式会社 代表取締 役 坂本 賢治	福岡県福岡市中央 区天神2丁目14番 8号	開設者	平成31年4月1日
新			総合メディカル株 式会社 代表取締 役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局 大村古賀島町店	長崎県大村市古賀 島町1777-1	総合メディカル株 式会社 代表取締 役 坂本 賢治	福岡県福岡市中央 区天神2丁目14番 8号	開設者	平成31年4月1日
新			総合メディカル株 式会社 代表取締 役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局 ミヤノ店	長崎県平戸市宮の 町606	総合メディカル株 式会社 代表取締 役 坂本 賢治	福岡県福岡市中央 区天神2丁目14番 8号	開設者	平成31年4月1日
新			総合メディカル株 式会社 代表取締 役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局 いづはら東里店	長崎県対馬市厳原 町東里290-6	総合メディカル株 式会社 代表取締 役 坂本 賢治	福岡県福岡市中央 区天神2丁目14番 8号	開設者	平成31年4月1日
新			総合メディカル株 式会社 代表取締 役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局 対馬広域センター 店	長崎県対馬市美津 島町鶏知乙520-16	総合メディカル株 式会社 代表取締 役 坂本 賢治	福岡県福岡市中央 区天神2丁目14番 8号	開設者	平成31年4月1日
新			総合メディカル株 式会社 代表取締 役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局 対馬中央店	長崎県対馬市美津 島町鶏知乙1170	総合メディカル株 式会社 代表取締 役 坂本 賢治	福岡県福岡市中央 区天神2丁目14番 8号	開設者	平成31年4月1日
新			総合メディカル株 式会社 代表取締 役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局 郷ノ浦店	長崎県壱岐市郷ノ 浦町東触813-1	総合メディカル株 式会社 代表取締 役 坂本 賢治	福岡県福岡市中央 区天神2丁目14番 8号	開設者	平成31年4月1日
新			総合メディカル株 式会社 代表取締 役 貞久 雅利			

旧	そうごう薬局 壱岐店	長崎県壱岐市郷ノ 浦町志原西触20-5	総合メディカル株 式会社 代表取締 役 坂本 賢治	福岡県福岡市中央 区天神2丁目14番 8号	開設者	平成31年4月1日
新			総合メディカル株 式会社 代表取締 役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局 芦辺店	長崎県壱岐市芦辺 町芦辺浦606-1	総合メディカル株 式会社 代表取締 役 坂本 賢治	福岡県福岡市中央 区天神2丁目14番 8号	開設者	平成31年4月1日
新			総合メディカル株 式会社 代表取締 役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局 西海大島店	長崎県西海市大島 町1825-1	総合メディカル株 式会社 代表取締 役 坂本 賢治	福岡県福岡市中央 区天神2丁目14番 8号	開設者	平成31年4月1日
新			総合メディカル株 式会社 代表取締 役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局 上五島店	長崎県南松浦郡新 上五島町青方郷 1378-4	総合メディカル株 式会社 代表取締 役 坂本 賢治	福岡県福岡市中央 区天神2丁目14番 8号	開設者	平成31年4月1日
新			総合メディカル株 式会社 代表取締 役 貞久 雅利			

長崎県告示第65号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和元年6月14日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
はり・きゅう	西 徹明	長崎県諫早市東小路 町4-24-406	西はり・きゅう治療院	長崎県大村市竹松本町 1125-1 101号室	令和元年5月1日
柔道整復	松原 毅	長崎県長崎市つつじ が丘2丁目3番33号	西本町整骨院	長崎県大村市西本町 582-11	令和元年5月1日
はり・きゅう	松原 毅	長崎県長崎市つつじ が丘2丁目3番33号	西本町鍼灸院	長崎県大村市西本町 582-11	令和元年5月1日

長崎県告示第66号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した

中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和元年6月14日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

業 務 の 種 類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施 術 者 住 所	廃止年月日
柔道整備	富 英統	長崎県雲仙市吾妻町田之平名254-1	平成31年4月1日

長崎県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年6月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 奈留島線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市奈留町大串字小河原1093番1地先から 官公有無番地先 (五島市奈留町大串字小河原1096番2)まで	前	10.9~15.0	77.9	
	後	13.4~21.1	77.9	

長崎県告示第68号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和元年6月14日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

- ① 31入札第58号 教職員事務用パソコン（長崎・西海地区）
教職員事務用パソコン 313台
- ② 31入札第59号 教職員事務用パソコン（五島地区）
教職員事務用パソコン 166台

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
この告示の日から令和元年6月28日までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
- ア 登記簿謄本
- イ 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
- ア 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
- イ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- ウ 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届(様式第2号)
- キ 口座振替申込書(様式第3号)
- ク 取扱品目明細書(様式第4号)
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書(様式第5号)
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書(様式第9号)
- サ 指名停止の報告に係る誓約書(様式第10号)
- シ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
- 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
- 〔電話〕095-895-2884
- 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書(様式第6号)により通知(郵送)する。
- 5 指名停止に関する報告
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。))に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第11号)を提出しなければならない

い。

6 3の(2)、3の(3)の(カ)からサまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第69号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和元年6月14日

長崎県知事 中村 法道

1 特定役務の種類

特定役務の種類は、次のとおりとする。

警察用船舶「ふくえ」船舶定期検査整備

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しないものとする。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

(4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和元年7月12日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）

シ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第11号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからサまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和元年6月14日

長崎県知事 中村 法道

1 物品等の名称及び数量

- (1) 一般事務用パソコン 2,315台
(2) プリンタ 250台

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県総務部情報政策課（情報基盤班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2233

3 契約方法

一般競争入札

4 落札決定日

令和元年6月4日

5 落札者

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社JECC 専務取締役 依田 茂

6 落札価格

662,220,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）

7 入札公告日

平成31年4月16日

8 落札方式

最低価格

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市における地籍調査の成果を認証した。

令和元年6月14日

長崎県知事 中村 法道

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
五島市	28年度から 30年度まで	地図及び簿冊	長崎県 五島市 繁敷第四	令和元年6月5日

令和元年度鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公告及び縦覧の実施（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づく鳥獣保護区特別保護地区の指定を行うため、法第29条第4項の規定において準用する法第28条第4項の規定による公告を行い、公告の日から起算して14日を経過する日までの間、下記縦覧場所において縦覧に供する。

なお、法第29条第4項の規定において準用する法第28条第5項の規定に基づき、当該鳥獣保護区特別保護地区の区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和元年6月14日

長崎県知事 中村 法道

1 特別保護地区の概要**(1) 特別保護地区の名称**

国見山鳥獣保護区国見山特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

長崎県佐世保市世知原町に所在する国有林長崎森林管理署長崎北部森林計画区千百十四林班ろ小班の全部

(3) 特別保護地区の存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで（10年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は県北地域で最も高い国見山の西側斜面に位置し、全域がシイ、カシ等の常緑広葉樹を主とする樹林に覆われた地域である。このような自然環境を反映して、シジュウカラ、ヤマガラ、メジロ、ウグイス等の森林性の鳥獣が数多く生息している。また、毎年夏鳥としてヤイロチョウ、キビタキ、オオルリ、アカショウビン等が渡来する。よって、引き続き保護を必要とすると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する鳥獣保護区特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針**保護管理方針**

- ・鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
- ・鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ・利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

3 縦覧場所

長崎県環境部自然環境課

同 島原振興局管理部総務課

同 県北振興局管理部総務課

同 五島振興局管理部総務課

同 壱岐振興局管理部総務課

同 対馬振興局管理部総務課

佐世保市環境部環境政策課

令和元年度鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公告及び縦覧の実施（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づく鳥獣保護区特別保護地区の指定を行うため、法第29条第4項の規定において準用する法第28条第4項の規定による公告を行い、公告の日から起算して14日を経過する日までの間、下記縦覧場所において縦覧に供する。

なお、法第29条第4項の規定において準用する法第28条第5項の規定に基づき、当該鳥獣保護区特別保護地区の区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和元年6月14日

長崎県知事 中村 法道

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

県民の森鳥獣保護区県民の森特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

長崎県長崎市神浦北大中尾町に所在する県民の森青少年キャンプ場駐車場に隣接する遊歩道入口を起点とし、同所より遊歩道を南から西に進み、同遊歩道が二級河川河通川上流の溪流と接する点に至り、同所より同溪流を北から北東、さらに東から南東及び南に迂回し同溪流が南東方向に変わる地点に至り、同所より南西に進み遊歩道に至り、同所より同遊歩道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで（10年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、西彼杵半島の中部に位置し、植生はカシ等の常緑広葉樹が大部分を占める。また、区域内に溪流が流れ、これらの自然環境を反映して、アカショウビン、ヤイロチョウ、ウグイス、オオルリ等、森林性の鳥獣の好生息地となっている。訪れる人々も多いため、自然環境の保持は必須である。よって、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であり、引き続き訪れる人々の自然観察、普及啓発を図るため必要であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する鳥獣保護区特別保護地区として引き続き指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- ・鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
- ・鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ・利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

3 縦覧場所

長崎県環境部自然環境課

同 島原振興局管理部総務課

同 県北振興局管理部総務課

同 五島振興局管理部総務課

同 壱岐振興局管理部総務課

同 対馬振興局管理部総務課

長崎市環境部環境政策課

測定の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和元年6月14日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎市 向町	令和元年6月1日から 令和元年9月27日まで

測定の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省長崎河川国道事務所大村維持出張所長から公共測量（1級基準点測量、3級水準測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和元年6月14日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市 田中町	令和元年5月24日

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和元年6月14日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

- ① 31入札第58号 教職員事務用パソコン（長崎・西海地区）
教職員事務用パソコン 313台
- ② 31入札第59号 教職員事務用パソコン（五島地区）
教職員事務用パソコン 166台

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和2年1月31日

(4) 納入場所及び条件

仕様書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品ごとにそれぞれを入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(電話) 095-895-2884

(提出期限) 令和元年6月28日 17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和元年7月25日 17時00分

8 同等品承認願の提出場所及び提出期限

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和元年7月16日 17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和元年7月26日 10時00分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和元年7月25日 17時00分(必着)

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはでき

ない。なお、(7)及び(15)から(19)では、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
 - ① Faculty staff office computers (Nagasaki and Saikai area)
Faculty staff office computers, 313 units
 - ② Faculty staff office computers (Goto area)
Faculty staff office computers, 166 units
- (2) Delivery period:
January 31, 2020

- (3) Delivery place:
① Prefectural junior high school, Prefectural high schools and Prefectural special needs school in Nagasaki and Saikai area
② Prefectural high schools and Prefectural special needs school in Goto area
- (4) Time-limit for tender by registered mail :
5:00 p.m. July 25, 2019
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. July 26, 2019
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

一般競争入札の実施（公告）

警察用船舶の船舶定期検査整備について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和元年6月14日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
警察用船舶「ふくえ」船舶定期検査整備
- (2) 整備の内容
警察用船舶「ふくえ」船舶定期検査整備仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに。
- (3) 履行期間
令和元年8月5日から令和元年9月27日まで（54日間）
- (4) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和元年長崎県告示69号）に示した入札の参加審査を受け、船舶修理に係る入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2884

(提出期限) 令和元年7月12日

4 入札参加条件

- (1) 当該整備の「仕様書」の内容を契約に基づき確実に、かつ、直ちに履行できる者であること。
- (2) 当該整備の「仕様書」の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者。
- (3) 当該整備については、日本国内において実施すること。

5 当該整備契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(名称) 長崎県警察本部警務部会計課 (契約係)

(住所) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

(電話) 095-820-0110 内線2235

6 現場説明会

(1) 令和元年6月21日 13時30分

(2) 長崎市元船町9番 元船棧橋付近

7 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

8 入札説明書の交付方法

(1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

(2) 入札説明書の配布期間は、この公告の日から令和元年7月25日17時00分まで(県の休日を除く。)とする。

(3) 入札説明書の配布場所は、5の部局等とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

(1) 場所 長崎県警察本部警務部会計課3階入札室

(2) 期日 令和元年7月26日 13時30分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 郵送による場合の入札書の受領期限等

(1) 受領期限 令和元年7月25日 午後5時00分必着

(2) 提出先 長崎県警察本部警務部会計課契約係

(3) その他 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

13 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

14 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提出しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

15 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 落札決定の取消

- (1) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (2) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

17 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続きの停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きが停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
Police vessel 'FUKUE' periodical inspection 1 set
- (2) Fulfillment Period:
August 5, 2019 through September 27, 2019
- (3) Time-limit for the submission of tender:
5:00 pm. July 25, 2019

- (4) Date and time for the opening of tender:
1:30 pm. July 26,2019
- (5) Contact point for the notice:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2235

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一
号

人事委員会規則

競争試験及び選考の実施の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月14日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第3号

競争試験及び選考の実施の委任に関する規則の一部を改正する規則

競争試験及び選考の実施の委任に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第1条 略	第1条 略
第2条 略	第2条 略
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
第3条 略	第3条 略
(1) 受験申し込み受付事務	(1) 受験申し込み受付事務
(2) 適性検査の実施に関する事務	(2) 適性検査の実施に関する事務
(3) <u>身体等検査</u> の実施に関する事務	(3) <u>体格検査</u> の実施に関する事務
(4) 体力試験の実施に関する事務	(4) 体力試験の実施に関する事務
(5) 選択試験（筆記及び実技）の実施に関する事務	(5) 選択試験（筆記及び実技）の実施に関する事務
第4条 略	第4条 略
(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
第5条 略	第5条 略
(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
第6条 略	第6条 略

附 則

この規則は、令和元年6月14日から施行する。

正 誤

平成31年4月5日付け長崎県公報第10813号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
640	7	この規則は、平成31年4月1日から施行する。	この規則は、公布の日から施行し、改正後の県立青少年教育施設条例施行規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

電話代表
直通表
(八二四
八九五)
二一
一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺ク
イツク
プリン
ト
弥ト